令和6年度 岩沼市障害児者等相談支援事業(岩沼小学校区) 公募型プロポーザル実施要領

1 公募の目的

この要領は、岩沼市(以下「市」という。)で実施する岩沼市障害児者等相談支援事業の業務委託に際し、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 岩沼市障害児者等相談支援事業(岩沼小学校区)

(2) 履行場所

原則として岩沼小学校区

(3) 業務内容

別紙「令和6年度 岩沼市障害児者等相談支援事業(岩沼小学校区)仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和10年3月31日まで

(なお、契約締結の翌日から令和7年3月31日までは、委託料が発生しない準備期間とする。)

(5) 委託料支払上限額

委託料の支払上限額は、以下のとおり(消費税及び地方消費税含む)とする。

	委託料支払上限額	
令和6年度	0 円	
令和7年度	9, 993, 280 円	
令和8年度	9, 993, 280 円	
令和9年度	9, 993, 280 円	
総額	29, 979, 840 円	

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 参加資格基準

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 宮城県内において、令和6年4月1日時点で、指定相談支援事業所かつ指定障害児相談支援事業所の指定を受けていること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 令和 5・6 年度岩沼市競争入札参加資格者名簿(物品製造・役務の提供等(サービス業)) に登録があること。

- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第2項に基づく市の入札 参加制限をうけていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 岩沼市暴力団排除条例 (平成 24 年条例第 24 号) 第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団 員若しくは暴力団員等に該当する者でないこと。
- (8) 国税及び地方税(宮城県税及び岩沼市税)を滞納していないこと。

5 実施スケジュール

	内 容	時 期	
(1) 公募	享要領の掲載及び配布(市ホームページ)	令和6年10月11日(金)午前10時から	
(2) 公募	 - - - - - - - - - - - - -	令和6年10月17日(木) 午後1時30分~午後2時30分	
(3) 質問	問書の受付期限	令和6年10月25日(金)午後5時	
(4) 質問	問への回答期限	令和6年11月1日(金)午後5時	
(5) 応募	崇申請受付期間	令和6年11月5日(火)午前9時~ 11月15日(金)正午	
(6) プロ	レゼンテーション及びヒアリング	令和6年12月上旬	
(7) 選者	考結果の通知	令和6年12月中	
(8) 契約	 り締結	令和7年2月中	

6 募集に関する事項

(1) 公募説明会: 令和6年10月17日(木)午後1時30分~午後2時30分 岩沼市総合福祉センター(岩沼市里の杜三丁目4-15) 2階ボランティア室 ※参加は任意とします。参加を希望する場合は、令和6年10月16日(水)午後5時 まで申込ください。

〔申込先〕市健康福祉部社会福祉課(岩沼市総合福祉センター)電話0223-23-0509

(2) 質問書の受付及び回答

「岩沼市障害児者相談支援事業の公募に係る質問書(様式8)」に記載し、以下のメール宛てに提出してください。(様式は市ホームページより取得してください。)

メール shougai-f@city.iwanuma.miyagi.jp

※FAX、電話、郵送等での質問は受け付けません。

※メールのタイトルに「令和6年度 岩沼市障害児者等相談支援事業に関する質問」 として、開封を確認する設定を行ったうえで送信してください。 ア 受付期限: 令和6年10月25日(金)午後5時

イ 回 答:令和6年11月1日(金)午後5時までにメールで回答します。
なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しません。

(3) 応募申請

ア 受付期間: 令和6年11月5日(火)午前9時~11月15日(金)正午まで

イ 提出書類について

応募申請時に以下の書類を提出してください。なお、提出書類の規格は出来合いのパンフレット等を除きA4判タテとします。提出書類を番号順にA4判紙ファイル(フラットファイル)に綴り込み、背表紙に業務名を明記してください。なお、申請書類等の代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかをお願いします。必要な書類が不足している場合は受付しません。

- (ア) 応募申請書(様式1)
- (イ) 事業者に関する書類
 - ①定款、約款、規約、寄附行為その他これらに類する書類
 - ②法人概要·実績調書(様式2-1、2-2)
 - ③直近3か年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、財産目録)
 - ④直近の国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類又は納税義務 がない場合は、その旨を記載した申立書(様式2-3)

所在地区分		税区分税目		提出証明書	
		県外	国税等	法人税、所得税、消費税 及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)
	市夕県内	トかつ	宮城県税	法人事業税、個人事業税	宮城県税に未納がない証明
市	力		岩沼市税	法人市民税、市県民税、 固定資産税、軽自動車税	市税納税状況確認承諾書 (様式2-4)

[例1] 市内の場合、「国税等」「宮城県税」「岩沼市税」の証明を提出

[例2] 県外の場合、「国税等」の証明を提出

- ⑤誓約書(様式3)
- ⑥事業実施予定地(様式4)
- ⑦職員体制 (様式5)
- (ウ) 事業計画(様式6)
- (エ) 安全管理・苦情対応(様式7)
- (オ) 見積書及び見積明細書(任意様式)
 - ※見積書に記載する金額は、履行期間の合計の金額としてください。
 - ※見積明細書に記載する金額は、見積書の金額の内訳を年度ごとに記載してください。

ウ 提出部数

応募申請地区ごとに、正本1部、副本5部(副本は複写可)を提出すること。

工 受付場所:市健康福祉部社会福祉課

(岩沼市総合福祉センター内 岩沼市里の杜三丁目 4-15)

※提出書類は、持参してください。(事故防止のため郵便等での提出は受け付けません。) なお、提出にあたっては事前に電話連絡の上、来所ください。

7 プレゼンテーション及びヒアリング

提出書類をもとに、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

- (1) 日 時:令和6年12月上旬を予定しています。(詳細は個別に通知します。)
- (2) 場 所:岩沼市総合福祉センター又は岩沼市役所(詳細は個別に通知します。)
- (3) 時間配分: プレゼンテーションは 15 分以内とし、その後、質疑応答(20 分程度)を 行う予定です。

※出席者は3人以内とします。

※パソコンが必要な場合は、事業者が持参してください。プロジェクターやスクリーンを使用する場合は、ヒアリングの前々日までに必ず市健康福祉部社会福祉課へ連絡してください。

8 審査及び選定方法

(1) 市が設置する選定委員会において審査基準に基づき評価します。選定委員1人あたり100点とした500点満点中、総得点が300点以上の企画提案を行った提案者のうち、最も点数の高い提案者を委託候補者として選定します。また、次いで高い提案者を次点者として選定します。

提案者が1者のみの場合も、総得点が300点以上の場合のみ、委託候補者として選定 します。なお、総得点が最も高い提案者が複数いる場合は、次のとおりとします。

- ア 下記の(2) 審査基準「4.事業計画について」で、総得点が最も高い提案者を委託 候補者として選定する。
- イ 上記アでもなお、総得点が最も高い提案者が複数いる場合は、下記の(2) 審査基準「3.事業実施体制について」で、総得点が最も高い提案者を委託候補者として選定する。
- ウ 上記イでもなお、総得点が最も高い提案者が複数いる場合は、くじ引きで委託候補 者を選定する。

(2) 審査基準

審査項目	審查内容	配点
1. 事業運営方針等について	(1) 事業を運営する上での基本方針	13 点
(様式2-1)	(2) 中立性・公平性の確保	
	(3) 相談支援体制に対する考え方・今後の展望	
2. 法人の事業実績及び財務	(1) 法人の実施事業や福祉施設運営の実績等	8点
状況等について	(2) 財務状況	
(様式2-1、2-2、財務		
諸表)		
3. 事業実施体制について	(1) 事業実施場所及び事業所の環境	15 点
(様式4、様式5)	(2) 相談体制(配置職員の人数、実務経験及び資格含む)	
	(3) 配置職員の人材育成	
4. 事業計画について	(1) 個別相談	40 点
(様式6)	ア 福祉サービス等の利用援助	
	イ 社会資源を活用するための支援	
	ウ 社会生活力を高めるための支援	
	エ ピアカウンセリング・ピアサポート	
	オ 権利擁護のために必要な援助	
	カー専門機関の紹介	
	(2) 担当地域の相談支援体制の強化の取組	
	(3) 岩沼市障害児者地域自立支援協議会に関すること	
5. 相談支援体制について	17.10日 *** (2.10) ***	
(様式6)	・障害児者等の相談支援体制推進に必要と思う取組	
6. 安全管理及び苦情対応に	(1) 個人情報の取り扱い、守秘義務に対する取り組み	9点
ついて	(2) 事故の未然防止や事故発生時の連絡体制及び対	
(様式7)	応、運営時間外の緊急対応	
	(3) 苦情解決体制及び対応	
7. 事業経費について (見積書及び見積明細書)	・本業務にあたっての費用の見積額	10 点
	合計 (満点)	100 点

9 選考結果の通知

選考結果については、全応募事業者あてに、令和6年12月中に文書で通知します。その後、 見積徴収を実施します。(市ホームページにも選定結果を掲載します。)

10 契約締結

プロポーザルで選定された事業者と随意契約により、契約を締結します。

11 応募における留意事項

- (1) 応募に関して必要な経費は、事業者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 書類提出締切後の書類の差し替え、変更及び再提出は認めません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は失格とします。
- (5) 詳細な評価基準は公表しません。
- (6) 審査結果についての異議は、一切受け付けません。

12 問合せ先

市健康福祉部社会福祉課(岩沼市総合福祉センター)

電 話 0223-23-0509

FAX 0223-24-0406

メール shougai-f@city.iwanuma.miyagi.jp